

厚岸町議会 第2回定例会

平成19年6月22日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番安達議員、8番中屋議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会の報告を行います。
昨日、議会運営委員会を開催し、追加議案が提案されることから、その審査方法について審議を行いました。
議案第53号 財産の取得について、学校コンピュータ機器の取得、それから、議案第54号 工事請負契約の締結について、真龍小学校の屋体改築工事についてであります、いずれも本会議で審査することといたしましたので、報告申し上げます。
以上であります。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
平成19年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前11時32分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算、議案第51号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第52号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上3件を再び一括議題といたします。
本3件の審査については、平成19年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これ

に付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

9番、菊池委員長。

- 菊池委員長 平成19年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算外2件の審査につきましては、昨日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。

初めに、議案第50号 平成19年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成19年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成19年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第53号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
管理課長。
- 教委管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第53号 財産の所得について、その提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております財産の取得につきましては、さきの第2回臨時会において、平成19年度厚岸町一般会計補正予算1回目の中で議決いただきました債務負担行為により実施する、町立小中学校における教育用コンピュータの購入であります。学校のコンピュータ整備につきましては、文部科学省が示す整備計画に基づき、平成4年度より整備を進めてまいりました。この間、順次更新を行ってきておりますが、今回の購入も現在保有しております町内学校コンピュータのうち、68%の更新を主なものとして購入するものであります。

この購入に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、この財産の取得方法についてのご説明でございます。

債務負担行為の議決をいただきました際にもご説明申し上げましたが、この財産の取得に当たりましては、道内の市町村が出費する北海道市町村備荒資金組合が行う防災資機材の譲渡事業により実施するもので、この備荒資金組合が当町にかわって業者から財産を購入し、その後、備荒資金組合が厚岸町にこの財産を譲渡する方式をとり、厚岸町は、この譲渡された代金を5年以内に、代金と利子を含め分割支払いをするものであります。

なお、この事業執行に当たっての業者選定から契約の事務、納品、検定事務等の一連の事務については、備荒資金組合から厚岸町に事務委任されており、厚岸町においてとり進めております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

初めに、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量については、学校コンピュータ機器一式であり、その構成は、議案書2ページの参考のとおりとなっております。

3の取得価格であります。地方自治法第167条第3号の規定に基づく6社による指名競争入札を実施したところ、4,620万円で厚岸町松葉町3丁目74番地、株式会社宮川時計電器店が納入業者となり、備荒資金組合と仮契約を締結したものであります。この4,620万円に、北海道備荒資金組合が設定する年利1.1%で計算された利子分を加算した金額を

もって購入することとなります。

4の取得の相手方については、前段で申し上げましたとおり、株式会社宮川時計電器店から備荒資金組合がこの財産を購入し、厚岸町に譲渡するということから、取得の相手方については議案書記載のとおり、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合となっております。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

参考として、取得するコンピューター一式の内訳であります。パソコンが220台、その内訳はホスト用が16台、職員室用が8台、教師用が12台、生徒用が171台、普通教室用が13台、プリンターが、カラーレーザーが10台、モノクロレーザーが6台となっており、システムソフト31、セキュリティーソフト207及び教育支援ソフト213となっております。

次に、納入期日であります。平成19年8月31日までとなっております。

以上、簡単な説明であります。議案第53号 財産の取得についての提案説明といたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第54号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

真龍小学校の改築工事は、平成17年度に実施設計を行い、同年度から平成18年度にかけて校舎を建設し完成しており、今年度は屋体の建設と既設屋体の取り壊しを行うものであります。

追加議案書3ページをお開き願います。

内容であります。1として、工事名、厚岸町立真龍小学校屋体改築工事（建築主体）。2として、工事場所は、厚岸町字真栄町。3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1項第3号による、共同企業体1社、単体6社による指名競争入札であります。4として、請負金額は、金3億2,970万円であります。5として、請負契約者は、影本・共和経常建設共同企業体、代表者として厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社、構成員として、厚岸郡厚岸町字港町106番地14、株式会社共和建設工業所であります。

次のページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要でございますが、屋体建設といたしましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建て一部平屋建て、延べ床面積1,302.35平方メートル、1階部分といたしましては、延べ床面積1,161.65平方メートル、所要室は記載のとおりでございます。2階部分につきましては、延べ床面積140.7平方メートル、所要室は記載のとおりでございます。

既設屋体の解体につきましては、鉄骨造2階建て一部平屋建て、延べ床面積733平方メートルを解体するものであります。

2、工期でございますが、着手、平成19年7月2日から、完成、平成20年3月25日までとするものでございます。

3、位置図、配置図、各階平面図、立面図、別紙説明資料のとおりであります。次のページをお開き願います。

位置図であります。斜線部分で示しているところが工事場所でございます。真龍小学校の敷地を示してございます。

次のページをお開き願います。

配置図であります。図面右側の斜線部分が今回新たに建設する屋体でございます。平成18年度に完成しております校舎につきましては、図面ではこの屋体の下側に位置してございます。図面左側の斜線部分で示しておりますのが既設の屋体でございます。先に新たな屋体を完成させた後、解体を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

1階部分の平面図でございます。図面中央から右側になりますアリーナを中心にいたしまして、その上がステージ、控室、放送室、左側に機械室、器具庫、事務室、トイレ、階段、ホールを配置しております。また図面下側から左側の網かけ部分につきましては、平成18年度に完成しております校舎棟となっております。

次のページをお開き願います。

2階部分の平面図でございます。アリーナの上部と示しておりますところから左下側に位置しております会議室、ホール、階段が2階部分となっております。既設校舎との行き来につきましては、各階横のホールのところからとなっております。

次のページからは立面図となっております。これにつきましては6ページの配置図で、建設する屋体の周りに立面図方向AからDまで方向を示しておりますので、あわせてご参照をいただきたいと思います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

す。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

14番、竹田議員。

●竹田議員 今回の請負金額の中には、解体費も含むということでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今回の請負金額には解体費も含まれております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 この解体費と新築工事をあわせてやるということについては、以前も議論がさまざまされてきましたけれども、業者の選定部分についてどうのこうのということじゃなくて、仕事の分割をして発注をするということをさまざまな機会をお願いしてきたわけですが、解体は解体、屋体の新築の工事については工事ということで、なぜ分けられなかったのか、その部分をお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今回の工事の解体部分の分割についてのございですが、今回の工事につきまして、屋体の完成後に学校との連絡調整を図りながら引っ越しを行いまして、それから解体工事を進めるということになりまして、その後、解体工事の後にまた外構工事を行うことになり、それからそういったこともございまして工程調整等もかなり必要になってくると。そうしたことから、今回の工事につきましては一連の工事としていくべきではないかというふうに考えまして、一体として工事を発注したというふうにしてございませう。

（「最後の方、聞き取れない」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） もう一度話しますけれども、この屋体工事でございますけれども、屋体の完成後に学校との調整を図り、引っ越しを行うと。そうしたこともあります。それから引っ越しを行った後に解体工事を進め、その後に外構工事等も入ってございませう。そういったことの工程調整とか工事自体が一連の流れで動いていく、こういったことを考えまして、これは一体のすべての一連の工事として、一体の工事として発注していかうというふうに考えたものでございませう。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 でき上がってから後に解体をするということなので、確かに物づくりとしてはつながっているかもしれないけれども、でき上がらないと引っ越しができない、引っ越しができないと解体できない、一つ一つ立て分けられることはできると思うんですよ。ですから、その流れとして全部つながっているから1個の方がいいということの意味はわかりますけれども、分割して業者にたくさんの仕事を与えるという部分については何ら考えてもくれなかったのかなという。我々もずっと議会の中でそういうことで、今のこの仕事のないときに、分割発注をしてたくさんの人に、たくさんの業者に仕事を与えてほしいということを再三お願いをしてきたのにもかかわらず、またそういう理由で、一連の流れでいくから一つの業者でいいというふうに考えるのは、業者の味方をするわけではないけれども、ちょっと業者を選ぶときの分割発注ということをもう少し考えてほしかったなと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

以前もこうした解体の工事と別々に発注してくださいという要望があったということでございます。私どももそうしたことも踏まえながら、当然この工事についても、解体を別々にするべきか、一緒にするべきかというのを検討した中では、先ほど答弁をさせた次第でございます。それで、こうした解体工事といきますと、町内でも確かに工事のできる業者は、主に土木業者となりますけれども、何社か建設業の許可を持っているところもございます。そうしたところに発注をしていくという方法も確かにはあるわけでございます。ただ、この中でもこういう屋体等のこうした工事につきましては、かなり工事の中では輻輳化してくると。そういったときには、別々に管理をされていくと大変な問題が起きる場合もございます。そこの中でどうするべきか、一緒にするべきか、別々にするべきかというのを判断した中で、今回は一緒にして工事を発注していこうとしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

他にございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第4号 医師・看護師不足の解決と地域医療を
まもる要望意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。
- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）
- 議長（南谷議員） 提出者であります石澤議員に提案理由の説明を求めます。
15番、石澤議員。

- 石澤議員 ただいま上程されました意見書の審査をお願いし、議員の皆様のご理解をい
ただき、ご賛同をお願いするものでございます。

この意見書は、厚生文教委員の皆様のご賛同を得て提出させていただきました。

内容につきましては、ただいま朗読をいただいたとおりであります。ここ厚岸町では、
お母さんたちの願いであった小児科の診療は行われていますが、医師がかわればどうな
るかわかりません。今日、道新にもありましたが、羅臼町立病院が医師・看護師不足で
本年度中に診療所になるそうです。釧路でも産婦人科がどんどん減ったり、地域医療が
とても大変になっています。

この問題の解決を図るため、当厚岸町議会において意見書を決議されまして、国・道
に対して強く働きかけていただきたいと思います。どうか議員の皆様のご賛同を心から
お願いして、提案理由の説明といたします。よろしくお祈りいたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第7、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。
お諮りします。
申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成19年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後12時05分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年6月22日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員